

令和4年度 労災かくし防止自主点検結果

いわき労働基準監督署

	自主点検項目	自主点検回答	回答率
1	労働者が仕事中に負傷等し休業した場合は、速やかに労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署に提出しなければならないことを知っていますか。	知っている	97.9 %
		知らなかった	2.1 %
	休業日数4日未満の場合は、様式24号の労働者死傷病報告書（四半期）を所轄労働基準監督署に提出しなければならないことを知っていますか。	知っている	86.5 %
		知らなかった	13.5 %
2	直近1年間（令和3年から現時点まで）の間に、労働者死傷病報告書（休業4日未満（様式24号）を含む）の報告漏れはありましたか。	実態調査を行い、報告漏れはなかった	99.4 %
		実態調査を行った結果、報告漏れを認めた	0.6 %
3	社内における労働災害発生時の連絡・報告体制について整備されていますか。 （不休災害やヒヤリハットについても報告されていますか）	整備されている	97.9 %
		整備されていなかった	2.1 %
	関係者に連絡・報告体制が十分周知され、指示が徹底されていますか。	周知、徹底されている	97.0 %
		周知、徹底されていなかった	3.0 %
4	労働者に対して、労働災害発生後の報告等の対応、労災かくしの排除に関する安全教育を行っていますか。	行っている	91.9 %
		行っていない	8.1 %
5	労働者に対して、労働災害のけがの治療で健康保険が使えないことを周知していますか。	周知している	94.3 %
		周知していない	5.7 %
6	不休災害が発生した際に、被災者の翌日以降の出勤状況について確認していますか。 災害発生の日が原因で休業していないか確認してください。	確認している	71.7 %
		確認していない	0 %
		不休災害は発生していない	28.3 %
7	協力会社（労働者等）が自社（自ら）で処理する申し出があった場合に、その申し出を断り、適切な措置を指導していますか。	適切な指導をしている	97.6 %
		適切な指導をしていない	2.4 %

自主点検結果について

- ・死傷病報告書の提出義務を認識していない事業場（事業者や担当者）が、現在においても一定数あることが認められました。
- ・事業場で労働災害が発生したにもかかわらず、死傷病報告書の提出を行わないことは労災かくし（犯罪になる場合があります）です。協力会社（労働者等）が自社（自ら）で処理する等の申し出があった場合であっても、適切に処理しなかった場合は同様ですので、労働災害が発生した場合には、死傷病報告の提出と労災保険の申請等、適切な措置を行ってください。
- ・事業場内では労働災害発生後の対応を定めていても、労働者等に周知、教育していない場合は、労働者が労災かくしを重大な法違反であることを認識できていないため、現場（労働者）の判断で労働災害を報告しない（かくす）恐れがあります。
- ・管理職含め労働者に対して、労災かくし防止のための教育を定期に実施してください。